

会議録
令和2年第3回更別村議会臨時会
第1日（令和2年5月12日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第26号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第27号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件

◎出席議員（8名）

| | |
|------------|-------------|
| 議長 8番 高木修一 | 副議長 7番 織田忠司 |
| 1番 遠藤久雄 | 2番 上田幸彦 |
| 3番 小谷文子 | 4番 松橋昌和 |
| 5番 太田綱基 | 6番 安村敏博 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 村 長 西山 猛 | 副 村 長 西海 健 |
| 教 育 長 荻原 正 | 代表監査委員 笠原 幸宏 |
| 総務課長 末田 晃啓 | 産 業 課 長 本内 秀明 |
| 子育て応援 課 長 石川 亮 | 住 民 生 活 課 長 補 佐 岡田 昌展 |

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 事務局 長 高橋 祐二 | 書 記 高瀬 大輔 |
| 書 記 加藤 廣衛 | |

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第3回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

いまだ終息に至っていない新型コロナウイルス感染症でありますけれども、国や道の緊急事態宣言の継続を受け、本村におきましても対策本部での協議を積み重ね、蔓延防止に係る対応策に全力で取り組んでいるところであります。第2回臨時会で採択いただきました新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業継続支援給付金制度につきましては、4月に6件、5月現在までに8件の計14件の申請があり、審査を経て4月に6件の支給を行い、現在適宜事業継続支援給付金の申請受付、審査、給付を行っているところであります。また、国の10万円の定額給付金につきましては、本日中に全世帯への申請書の配布を完了、明日13日より受付を開始し、最速で22日からの給付を行う予定であります。あわせて、子育て世帯への1万円の臨時特別給付金等の月内給付に向けた速やかな事務手続きを目指し、感染症対策事業の円滑な実施に向け、全庁を挙げ鋭意取り組んでまいります。また、今回新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方々への支援及び地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券の発行を行いたいと考えております。さらに、一般会計予算案としてコロナウイルス関係の対策費、事業費を本臨時会に計上しておりますので、議員各位の皆様のご理解とご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、本村の基幹産業であります農業分野におきましても畜産、酪農をはじめ大きな影響が出ております。今後の影響や農業情勢の変化にしっかりと着目しながら、JAさらべつさんをはじめ関係機関の皆様と連携を密にしながら今後の対応、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

北海道での第2波の到来という引き続き厳しい状況ではありますが、決して気を緩めず、諦めず、コロナウイルスに立ち向かい、そして乗り越えていくためにも今こそ村民一人一人が一丸となる時であると考えております。そんな思いを込め、5月1日より午後6時のチャイムを開村50周年記念イメージソングである「ぼくらの旅は、おわらない」に変更し、村ホームページにも私から直接村民の皆さんへのメッセージを配信させていただいております。出口の見えない長いトンネルに全国の皆さんが困惑をしています。今こそ互いの絆を深め、感染克服に向けた思いを一つに明るい明日に向けた確かな歩みを一步一步確実に進めてまいりましょう。村民の皆様のご理解とご協力を重ねて切にお願い申し上げます。

ります。

本臨時会におきましては、更別村税条例の一部改正と令和2年度更別村一般会計補正予算の2件につきまして審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月12日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 議案第26号

○議 長 日程第5、議案第26号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第26号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)、更別村税条例等の一部を改正する条例(令和元年更別村条例第5号)、更別村税条例等の一部を改正する条例(平成27年更別村条例第32号)、更別村税条例等の一部を改正する条例(平成28年更別村条例第21号)、更別村税条例等の一部を改正する条例(平成29年更別村条例第11号)及び更別村税条例等の一部を改正する条例(平成30年更別村条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第21号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、(1)、個人村民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものであります。(2)、個人村民税の所得控除につきまして寡婦(寡夫)控除を見直し、ひとり親控除を追加するものであります。(3)、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものであります。(4)、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を新たに規定するものであります。(5)に行きまして、優良住宅等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を3年延長するものであります。(6)、所有者不明土地に係る固定資産税について調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産につきまして、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものであります。

(7)、登記または補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものであります。(8)としまして、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたば

この本数への換算方法につきまして、令和2年10月1日から2段階で見直すものであります。(9)、その他、関係条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、この件につきましては議会資料を添付しております。

また、岡田住民生活課長補佐より補足説明をさせていただきます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 それでは、更別村税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、またそれに伴う条項の繰上げ下げ、法改正に合わせた文言の整理等につきましては説明を簡略化、または省略させていただきます。内容が改正された部分のうち主要な部分を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3ページ目をお開きください。第1条改正の条例第24条につきましては、個人の村民税の非課税措置について、男性のほうの寡夫を対象から除きまして、ひとり親を対象に追加するもので、関連しまして第34条の2で所得控除にひとり親控除を追加する等の所要の措置を講じております。別にお配りしております参考資料1に改正前後の所得控除額の適用範囲等を本人が女性、男性の区分ごとに整理をしております。改正後におきましても、本人が女性の場合のみ新設されたひとり親控除の適用条件を満たさない場合でも一定の条件を満たせば既存の寡婦控除が適用される内容となっております。

次、7ページ目の第54条第5項については、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定を新たに追加しております。

次、10ページ目の第74条の3については、納税義務者特定の迅速化、適正化を図ることを目的に、登記または登録がされている個人が死亡し、相続登記がされるまでの間において現に所有している者に対し氏名、住所等の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新たに追加しています。

第75条関係については、法律改正に伴う改正で、固定資産に係る不申告に関する過料をこれまでの所有者に加え、現所有者も対象とするものです。

第94条第2項については、地方税法において重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて最低税率を設定し、令和2年10月1日から2段階で本数課税方式へ見直しするものです。こちらもお配りしております参考資料2に軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてグラフ等で説明をしておりますが、最終的に葉巻たばこ1本が紙巻きたばこ1本に換算されるということになります。

第96条第2項及び第3項については、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続を簡略化する規定の整備を行っています。

13ページ目の附則第5条の2及び3については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備しております。

15ページ目の附則第8条第1項については、個人の村民税に適用される肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとしています。

附則第10条の2第2項については、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特別措置について大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を適用対象から除外するものです。

16ページ目の旧附則第10条の2第6項については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備の課税標準の特例措置、3分の2について、水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備を適用対象から除外するものです。

関連して、附則第10条の2第9項については、同特別措置法に規定する一定の発電設備の課税標準の特例措置について、水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を価格に4分の3を乗じて得た額とし、当該資産の取得期限を令和4年3月31日までとするものです。

附則第17条第1項については、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合にその年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除する規定を追加しております。

附則第17条の2の第1項及び第2項については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年延長し、令和5年度までとしています。

第2条改正の24ページ目から35ページ目にかけて、第31条第2項及び第3項、旧第48条第9項、第48条第16項、第50条第2項から4項、旧第52条第4項から第6項につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整理や削除をしております。

第94条第2項については、第1条改正にもありました軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの本数への換算方法についての2段階目の改正となります。葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するもので、令和3年10月1日に見直されます。

37ページ目の第3条改正は、個人の村民税の非課税措置の対象者として令和3年1月1日から新たに追加される予定でありました単身児童扶養者をひとり親として施行するということになりましたので、令和元年更別村条例第5号における単身児童扶養者を個人の村民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の措置を講じております。

次に、38ページ目をお開きください。附則第1条第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用するものであります。

第1号では、10ページ目の条例第94条第2項、11ページ目の同条第4項、39ページ目の附

則第6条の規定は、令和2年10月1日からの適用となります。

38ページ目に戻りまして、第2号では3ページ目の条例第24条第1項第2号、34条の2及び36条の2第1項の規定、12ページ目の条例附則第5条の2、11ページ目の条例附則第5条の3の規定並びに38ページ目の附則第2条、第3条第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日から適用となります。

第3号では、35ページ目の条例第94条の第2項、39ページ目の附則第7条の規定は、令和3年10月1日から適用となります。

38ページ目に戻りまして、第4号では23ページ目の条例第19条から34ページ目の旧第52条第6項まで及び附則第5条の2の規定並びに38ページ目の附則第4条の規定は、令和4年4月1日から適用になります。

38ページ目に戻りまして、第5号では20ページ目、附則第17条第1項、22ページ目の附則第17条の2第3項の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から適用となります。

その他につきましては、法律や政令の改正に合わせての改正、条や項のずれ、規定の整備等であることから、説明を省略させていただきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。若干固定資産税の納税の義務者等の改正について、少し詳細について説明いただきたいと思います。

調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができるというみなし規定の改正というご説明がありました。非常に民法上の部分の絡みから見て、かなりああ、そうかという形の納得はこの文面上は言えるのですけれども、やはり固定資産税の関係は1月1日現在の所有している者に課税するという部分もございます。それに基づいて徴収をするという課題もございます。明らかに使用者を所有者とみなすという中で少し、どういうことが想定されるのか。ちょっと基本的に調査をしてもという形でございますけれども、かなり厳しい内容になるのかな。いわゆる使用者を所有者とみなすという部分については、やっぱり公的な六法の法律から鑑みてかなり理解できないような措置になるのではないかとこのように懸念されますけれども、その点のちょっと見解といいますか、補足説明いただければありがたいのですけれども。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 ただいまの安村議員のご質問でございますが、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで、現状では固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登録されていない等によって調査を尽くしても所有者が一人も特定できな

いケースが存在、また使用者からも調査に協力を得られないと所有者特定に支障があるということで、今回この制度の改正に至ってございます。それで、具体的にどのような形で調査をしていくのだということになりますと、まず所有者の調査につきましては使用者への聞き取り調査、使用の経緯、実態、真の所有者になる情報等を役場が調査をいたしまして、課税台帳にその後登録ということになるのですけれども、課税台帳の登録の前に使用者に事前通知を行うという流れで登録になるものでございます。登録の後は賦課決定ということになりまして、調査の流れに関してはそういう形で行うことになります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 内容的には、多分所有者が調査をして、基本的にかなり、調査をして、調査を尽くしても所有者が分からないという部分の想定だと思うのです、この規定ぶりは、改正ぶりは。ですけれども、基本的にそれが、調査して、あくまでも使用者に対してのアクションという形で収めるならば、やっぱりちょっとそこが問題あるのではないかという個人的な見解があるわけです。いわゆる、確かに親族も含めていないという方がいらっしゃるのでは限らないけれども、おおむね親族なんかをたどっていけばそういう相続も含めての話の中ではある程度特定できる段階ではないかなというふうに思っているのですけれども、それをあえて所有者の部分、確かに努力して調査を尽くしたといえども、やっぱりそこが即使用者に対してのみなし規定で、俗に言う使用者が所有者とみなすという部分はちょっと無理があるのでないかという思いがあるものですから、その点どうなのかなという確認をしたかったわけなのです。

○議 長 この際、答弁調整のため午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午後10時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 先ほどの安村議員からのご質問でございますが、まず繰り返しになりますけれども、固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在、また使用者からも調査に協力を得られないと所有者特定に支障があると。現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定がある、適用は災害の場合に限定されているものでございます。こうしたケースにつきましては、現行法上は誰にも課税されないで、課税の不公平の観点から問題となっているということで、今回の改正に至ってございます。こちらの改正につきましては、あくまでも納税義務を負ってもらうというような形になりますので、所有権が移転されるというものではございません。所有者不明の土地を無断で使用していたりだとか、そういった部分での想定の場合もあ

るのかなと思いますが、更別村におきましてはあらゆる調査を尽くした中で最終的に所有者が見つからないというような形の想定はあまりないのかなと思いますが、一応こちらの国の改正ということで、こういった形を提案をさせていただいたことでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。今補佐が説明していただいたように、特別措置の関係で、震災の関係の多分一部が出ているのかなというふうな判断もしていたところなのですけれども、あくまでもこれどうのこうのでなくて、実務に当たって、実行に当たって非常に難しい課題が生ずると思うのです、正直言いまして。単純に税を徴収するだけではなくて、所有者の在り方、使用者の在り方論も含めて様々な法律関係で関与してまいりますので、その点もし更別村がそういう事例が発生するという事態にはやっぱり慎重かつ問題のないような形で取り進めるように要望というよりも期待したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第27号

○議 長 日程第6、議案第27号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。

令和2年度更別村一般会計補正予算(第2号)は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億3,154万6,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいというふうに思

います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で3億1,963万2,000円を追加し、補正後の予算額を9億8,032万3,000円とするものであります。内容は、国の補正予算を受けて実施が決定いたしました特別定額給付金の給付に関わる経費を追加するものであります。特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされたものであります。実施に伴う経費は、国が10分の10の補助を行うものでありまして、給付対象者は令和2年4月27日を基準日として住民基本台帳に記録された方、受給権者は給付対象者の属する世帯の世帯主の方となります。給付額は給付対象者1人につき10万円であり、申請の受付は明日5月13日から8月12日までとなります。説明欄にまいります。(1)、職員等 person 費、節3職員手当等、一般職で138万円の追加であります。特別定額給付金の給付に関わる事務費として職員の時間外手当を追加するものであります。なお、これにつきましては10ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いするものであります。続きまして、(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節10需用費、消耗品費で2万円、印刷製本費で封筒印刷代11万円を追加するものであります。節11役務費、通信運搬費で申請書の送付に係る郵便料55万円を追加するものであります。節13使用料及び賃借料、使用料で申請書に添付する申請者本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類をコピーするための複写機2台の使用料18万円を追加するものであります。節18負担金補助及び交付金、総務関係負担金、北海道自治体情報システム協議会負担金で、給付金交付用システム設定費負担金79万2,000円、給付費で4月27日において住民基本台帳に記載されている、記録されています3,166人に係る特別定額給付金3億1,660万円を追加するものであります。なお、補正額の財源区分、一般財源の額が92万円減額となっておりますのは、既存の予算であるパートタイム会計年度任用職員等管理事務経費の報酬等92万円を特別定額給付金の給付事業費とし、国庫補助金の交付を申請することから、一般財源92万円を減額し、特定財源としてこの92万円を含む国庫支出金3億2,055万2,000円を追加するものであります。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で514万3,000円を追加し、補正後の額を1億8,587万8,000円とするものであります。説明欄(1)、児童福祉事業経費は、新型コロナウイルス感染症対策による小学校の臨時休業に伴い5月13日から5月末日までの間、通常時は午後からの運営である学童保育所を午前中から運営するため、節12委託料、事業委託料で学童保育所運営事業委託料109万8,000円を追加するものであります。(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、国の補正予算を受けて実施が決定いたしました子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費を追加するものであります。子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている世帯や個人への支援において、子育て世代に関しては児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時、特別の給付金を支給するとされたものであります。節10需用費、消耗品費で30万

円、節11役務費、通信運搬料、郵便料で4万5,000円を追加するもので、いずれも子育て世帯への臨時特別給付金の給付に関わる事務費として追加するものであります。節19扶助費、児童福祉扶助費で児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円を支給するため、子育て世帯への臨時特別給付金370万円を追加するものであります。なお、補正額の財源区分、一般財源の額が109万6,000円減額となっておりますのは、既に小学校の臨時休業に伴い予備費を充当して実施をしております4月20日から5月12日までの学童保育所運営事業委託料109万6,000円に係る国庫補助金、子ども・子育て支援交付金の交付を申請することから、一般財源109万6,000円を減額し、特定財源として109万6,000円を含む国庫支出金623万9,000円を追加することによるものであります。

款7商工費、項1商工費、9ページにまいります。目2商工振興費で530万円を追加し、補正後の額を9,712万9,000円とするものであります。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により給与収入や事業収入が減少しているなど経済的な影響を受けている世帯を支援することを第一に、併せて消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的にプレミアム付地域応援商品券の販売を行うため、節18負担金補助及び交付金、商工関係助成金、商店街活性化事業助成金で530万円を追加するものであります。プレミアム付地域応援商品券の内容は、販売額1万円で2,000セット、販売総額は2,500万円、プレミアムは2,500円で、額面は500円、25枚つづりを1セットとするものであります。事業主体は、更別村商工会を予定しており、プレミアム総額の25分の24及び事務経費に対し助成するものであります。

款10にまいります。教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費で100万円を追加し、補正後の額を7,748万9,000円とするものであります。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、幼稚園における感染防止を図るため、節10需用費、消耗品費でマスク、消毒用アルコール等の購入に係る費用13万円、節17備品購入費、施設管理用備品購入費で空気清浄機の購入に係る費用87万円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で3億2,055万2,000円を追加し、補正後の額を3億6,584万5,000円とするものであります。説明欄にまいります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業の財源として特別定額給付金給付事業費補助金3億1,660万円、給付事務の財源として特別定額給付金給付事務費補助金395万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

目2民生費国庫補助金で623万9,000円を追加し、補正後の額を7,638万円とするものであります。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施をする子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の財源として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金370万円、給付事務の財源として子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金34万5,000円、小学校の臨時休業に伴う学童保育所運営事業委託料の財源として子ども・子育て支援交付金219万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目5教育費道補助金で100万円を追加し、補正後の額を100万円とするものであります。説明欄を御覧ください。幼稚園における新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るための費用の財源として、教育支援体制整備事業費交付金100万円を追加するものであります。

続きまして、款17繰入金、6ページにまいります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で328万4,000円を追加し、補正後の額を2億5,010万2,000円とするものであります。財源不足を補うため追加をしております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 7ページ、款2総務費の説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業についてなのですが、特別定額給付金ということで1人10万円給付されるということで、村での手続きを簡素化させるということで、申請方法、オンラインを使ってとか、役場に来ていただいた場合、もしマイナンバーなどがあつたらこんなふうにあれなのだよ、すごく楽に手続きができるのだよとか、その辺をちょっと申請方法について詳しく教えていただきたいことがまず1つと感染予防についてどういった対策を打ってやるのか。

3つ目に、高齢者などの対応について、申請方法が分からないとかなかなか足を運んでいただけない方に対してどのようなことをしていくのかということをやっと詳しく説明いただけたらと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 まず、1つ目でございますが、申請方法でございます。申請方法につきましては、総務省が定めます特別定額給付金給付事業実施要領で事業の実施内容が定められております。申請の方法につきましては、郵送申請方式、それからオンライン申請方式、この2つの方式を基本として申請することとされているところでございます。なお、申請書には申請者本人確認書類、それから振込先金融機関口座確認書類の写しを添付することとされております。したがって、役場庁舎、それから福祉の里総合センター、それから農村環境改善センターに複写機を設置して、ここでそれぞれの書類をコピーしていただくことを考えております。申請の方法は、郵送またはオンラインを基本としておりますけれども、今言った3つの施設で本人確認書類等をコピーするとその施設に行くこととなりますので、そこでコピーを取っていただいたら、そこで併せて申請書を提出していただいて、お帰りいただくこととしております。その場で申請書の内容を審査するとどうしても申請者の方が長くそこにとどまってしまうことになってしまうので、密接、密集の可能性がありますので、申請書の内容の審査は後日することにしていただいて、申請書とりあえず受け取らせていただく、そういうふうを考えております。コピーの機械も今ご説明しました3つの施設で複写機を設置するのですが、それでもコピーを使うこと自体で密集、密接になる可能性もあり

ますので、そこは十分に配慮したいと思いますし、コピーを使う方が使う方同士の間隔を十分取るように、そこら辺は使用者の方にご協力をいただく部分もありますし、我々のほうも配慮して申請者の方々にご協力を呼びかけるといふ、そういうことを予定しているところでございます。

申請の方式が郵送またはオンラインというふうになっておりますので、高齢者の方でちょっとポストまで行けないだとか、なかなかオンラインだとかというのは厳しい状況なのだろうと思いますので、そこら辺はご相談していただければ、こちらのほうでも配慮させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。今の話聞いて、僕申請書などの中身というもの見たことないのですけれども、必ずこういうときに詐欺とか、そういったものが発生しやすくなると思うのですけれども、郵送方法であったりとか、そういったことに関して詐欺などの悪い手口に引っかからないような、そういう方法は何か対策はあるのか、もしくは申請する段階でそういったことにはかからないような状況になっているのか、ちょっとその辺も確認させていただきたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 申請書なのですけれども、これから受給権者の方に申請書を送付することになります。あわせて、事業の概要をお知らせするチラシも同封させていただきますが、その中でも詐欺にご注意くださいという注意喚起のほうをチラシの中でさせていただきたいと思っています。村のホームページの中でもそういった注意喚起のほうをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ほかの件でもよろしいですね。

○議長 長 はい。

○7番織田議員 まず、今回の特別定額給付金ですか、本村ではいつ頃から支払いというか、予定しているのか。

それと連動しまして、先ほどプレミアム商品券ですか、あれ窓口が商工会ということなのですけれども、これの受付、販売をいつ頃予定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 初めに、特別定額給付金でございますが、本日申請書の発送を予定しております。申請の受付は明日からで、総務省が定めます特別定額給付金給付事業実施要領では3か月以内の申請の受付期間というふうに定められておりますので、あしたから8月12日までの3か月間が申請の受付期間となります。支給のほうは明日から受け付けますけれども、明日、あさって受け付けたものにつきましては今月の22日にまず第1回目の支給を行うとい

うことで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 プレミアム付商品券の販売時期でございますけれども、この予算が成立した後には事業主体である商工会のほうとも詳細については詰めていく予定をしております。ただいま想定しておりますのは、今の緊急事態宣言等の外出自粛要請等が緩和された時期からおおむね3か月程度使えるものというふうに考えてございますので、この辺の時期につきましては、販売時期につきましても動向を見据えながら対応してまいりたいと考えておりますが、急に解除が明けるということもございますので、この予算をもって事前準備等をしっかり進めながら、商品券の期限等を入れれば即発行ができるような体制について事業主体の商工会さんとも詰めていきたいと考えているところでございます。早ければ6月から使えるような形を想定はしてございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 なぜ今このような質問をしたかといいますと、せっかく皆さん1人当たり10万円の給付金が行き渡ってくるわけなのです。そのほかにまたプレミアム商品券ということで、買っていただくことによって地域の経済を潤わす、あるいは頂いたというか、給付金の10万円をいかに有効に利用していただくかということを考えますと、このプレミアム商品券を買っていただくのが一番、せっかく頂いたお金で買ってもらうことが一番またいいのではないかなと思うわけなのですけれども、ただこの商品券というのはすぐ使えるわけでもないかもしれないので、前もっての投資というか、出費になるわけなので、それを考えるとお金の使い道としてはお金があったときに買っておくのが一番だということで、であればやはりこの給付金の支給に合わせてプレミアム商品券の発売も考えていったらどうかなと思って、質問しているわけです。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいま織田議員のおっしゃったとおり、この定額特例給付金、こういったものを活用していただいた中で商品券のほうにもご利用いただければなというところは当然想定はしているところでございますけれども、有効期限がどうしても券にはついてしまいますもので、今5月、これから申請受付で、今月中には早ければ受給が可能になるかと思いますが、6月中には販売が可能なような段取りで進めてまいりたいなというところを考えてございます。また、この販売にあっては当然何月何日販売ということになりますと、そこで密な状態が生ずるおそれもありますので、この辺も販売方法も感染予防対策を工夫した中で事前に予約を受け付ける等の処置も検討が必要かなと思ってございまして、こちら販売時期が特定される前に、場合によっては受付を開始するというところも想定ができるかなと、まあ、予約販売というような形でも想定がされるかなと思ってございますので、せっかくの制度でございますので、無理のなくといいますか、効率的にできるような販売方法も検討していきたいなと思ってございます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 特別定額給付金のことにつきましてもうちょっとお聞きしたいことがあるのですが、郵送とオンラインということで、オンライン申請のほうも既に始まっているところもありまして、テレビ等でもやっているのですが、カードは持っているけれども、暗証番号が分からなくて、それを電話ではなくて聞きに行かなければ、出向いていかなければならないというふうにもお聞きしておりますけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 オンライン申請される方が暗証番号を確認するといったことで窓口に行っちゃって、そこで密集、密接が発生しているという報道がされているところでございますので、マイナンバーの暗証番号を確認するということになりますと住民生活課にも関わってきますので、そこら辺十分に調整を取りながらそこで密接、密集が発生しないように調整を図りたいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和2年第3回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時08分閉会)